

いそぎ陽輔新風会規約

(名称等)

第1条 本会は、「いそぎ陽輔新風会」と称し、主たる事務所を大分市に置く。

(目的)

第2条 本会は、参議院議員磯崎陽輔氏の政治活動を後援するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会等の開催
- (2) 会報等の発刊
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会の申込みをした者を会員とする。

(役員)

第5条 本会に代表を置き、参議院議員磯崎陽輔氏をもって充てる。

2 本会に前項に規定する代表のほか、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 世話人
- (5) 監査役
- (6) 顧問

3 役員は、総会において選出する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会長は、毎年1回通常総会を招集する。また、必要に応じ、臨時総会を招集する。

2 会長は、随時、役員をもって構成する役員会を招集する。

(会計)

第7条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

2 会費の額は、年1,000円とする。

3 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

4 事務局長は、本会の経理につき毎会計年度1回監査役の監査を受け、その結果を監査意見書を付して総会に報告しなければならない。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、総会で決議する。

(委任)

第9条 この規約に定めのない事項については、会長が、役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。